

和歌山の夜間中学校を育てる会編集

『和歌山の夜間中学の未来を語り合うフォーラム(2023.11.19)』

和歌山の夜間中学校をつくり育てる会 2024年1月

桜井克典(ひょうご夜間中学をひろげる会)

本書は、2023年11月19日に開催された「和歌山の夜間中学の未来を語り合うフォーラム」の報告書である。フォーラム内での基調報告、パネルディスカッションでのパネラーの発言だけでなく、質疑応答での発言も記載されている。また、フォーラムの事後アンケート、及び、その後の和歌山での夜間中学校を取り巻く動向に関わる新聞記事等まで収録されている。フォーラムでは、パネラーや会場参加者からの現場のリアルな実態を語る発言が、各地の公立夜間中学校や自主夜間中学の現状と課題を浮かび上がらせており、大変興味深い。特に、フォーラム中、幾度となく「公立夜間中学校を設置して終わりではない」という趣旨の発言がされている。新設校の開校の際には、自治体教育委員会により設置検討委員会等が開かれ、多様な学習者のために出されたさまざまな意見を踏まえ、設置基本計画が作成される。しかし、全国各地からのフォーラム参加者から上記の趣旨の発言が繰り返された事実は、設置基本計画に込められた意図が新設校の管理職・教職員に引き継がれていない学校が多く存在することの証左であると、評者には思えてならない。

本書において特徴的とも言えるものが、「資料 夜間中学校の設置に関する課題について」(以下:「資料」)と題した本書の最後に記された章であると、評者は捉えている。書評としてその部分に焦点をあて、紹介する。

「資料」はフォーラム主催団体会長の山口が内部資料として作成したものであるが、全国の公立夜間中学校の課題を収集分析し、今後の公立夜間中学校の在り方を提起している。国の状況を踏まえつつ、和歌山県内で県教育委員会が開設している「きのくに学びの教室」にも言及し、今後の和歌山県内に設置される公立夜間中学校の方向性を示唆するものとなっている。

以下、「資料」に記載されている論点について、いくつか記述したい。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」が目標として示す「全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学等の設置」では、南北に細長い和歌山県では到底ニーズに対応することができない。同会は、当面は和歌山市と田辺市、そして第二、第三と段階を経て、県内各地域での公立夜間中学校の設置を目標として示している。また、教育機会確保法第15条に記載されてはいるが未だ設置されていない「協議会」だけでなく、さらに踏み込み「設置・運営委員会(仮称)」の設置について記載している。真に義務教育未修了者のための学習権保障を考えると、貴重な提起となり得るであろう。

同会が他府県の既設の公立夜間中学校を視察し浮かび上がってきた事実から、「昼間の中学校で多く見られるような同じ教科書を使っての一斉授業を前提にしては、『学びからの新たな排除』を生む危険性が大である」など、公立夜間中学校へ幾多の警鐘を鳴らしている。和歌山においても、今後行われるであろう開校準備段階の研修において夜間中学校に経験や理解のある人材を参画させることや、設置にあたり必要な教職員数の配置などを強く要望し、開校後も不断の研修の大切さを説いている。また、さまざまな観点から関連機関・団体との連携・協力の重要性に言及し、就労先の企業等への理解・協力を得られるための支援まで論じられ、さらに、指導に必要なテキスト購入費用の公的支援の必要性や、ニーズ調査や入学希望者の募集の仕方等、同会が活動で得た知見をもとに具体的に提起されている。こうした視点は、同会が公立夜間中学校や自主夜間中学、識字学級、日本語教室等との関係を密にしているからこそ見えてくる視点であり、本書に説得力を与えている。

「資料」の最後には、「もう一つの重要な課題」として、フォーラムでも議論された公立夜間中学校の学齢期の生徒の受け入れ事例について論じている。「不登校になっても夜間中学校に行けばいいという安易な発想が生まれ、その結果、昼間の中学校の教育が歪められ、『居場所』を失う生徒がますます多くなるのではないかと懸念が記され、公立夜間中学校のみならずすべての学校において、人権意識を高め、すべての児童生徒の「居場所」が保障される環境づくりの必要性を提起している。そのための学校教育制度の柔軟で弾力的で大胆な改善の必要性を説き、その結果、夜間中学校は単なる「セーフティーネット」にとどまらず、多様で特色ある「オルタナティブ・スクール」になり得るのではないかと、今後の展望を描き出している。

本書は、フォーラムの単なる記録ではない。さまざまな生活背景を背負わされた学習者の学習権保障という視点に貫かれた「資料」は、公立夜間中学校の設置を検討する自治体にとって、大いに示唆に富むものとなっている。しかしながら、評者の意見を述べさせてもらえば、「指導体制と指導・運営における配慮等」の節の、(4)「教務規定の弾力的な運用」の項に、「昼夜兼務の校長の監督下に置くことの危うさを避けるために独立校として開設することが望まれる」との記載があるが、たとえ独立校であったとしても、管理職が学習者に寄り添う人権感覚が欠如していれば、また、夜間中学校の存在意義の認識次第では、学習権を保障する夜間中学校となり得ないのではないか。この点については、ぜひ、今後の議論の深まりを期待したい。なお、評者自身は、「協議会等の設置について」の節の、(3)「独立校方式と併設校方式」の項で「夜間中学校を『独立校』として開設することが強く求められる」という意見に対して、同感であることを付記しておく。

本書は、学習者の学習権保障を実現する公立夜間中学校開設に向け議論する際、間違いなく大変参考となる有意義な一冊であり、大いに推薦したい。